富士市教育委員会　８月	定　例　会 臨　時　会	会　議　録 （令和４年）

開催日	会議場
令和４年８月１９日　金曜日 開　会　　１３時３２分 閉　会　　１５時２１分	富士市立中央図書館 ２階視聴覚室

出席委員の氏名

教　育　長	森　田　嘉　幸	委　　員	松　田　靖　子
教育長職務代理者	和久田　惠　子	委　　員	塩　谷　知　一
委　　員	篠　原　　均		

出席職員等の氏名

教育次長	江　村　輝　彦	青少年相談ｾﾝﾀｰ所長	川　口　壽　彦
教育総務課長	味　岡　俊　雄	博物館長	植　松　良　夫
学校教育課長	齋　藤　文　徳	文化スポーツ課長	杉　山　幸　宏
学務課長	榎　　俊　英	教育総務課調整主幹	小長谷　　聡
社会教育課長	吉　田　和　洋	教育総務課参事補	吉　村　直　也
文化財課	久保田　伸　彦	教育総務課主幹	遠　藤　綱　輝
中央図書館長	大　川　英　子	教育総務課指導主事	米　田　一　也
富士市立高校事務長	青　木　　洋	教育総務課指導主事	山　田　英　雄
教育研修・特別支援教育ｾﾝﾀｰ所長	川　崎　里　恵		傍聴人　なし

開会

会議録の承認

教育次長の報告要旨

教育次長	○令和３年度教育委員会の自己点検及び評価について ・５月 26 日と６月８日の２日間にわたり外部評価検討会を設置し、検討委員に検討いただいた。その後、意見を集約し、外部評価検討会会長に総合所見をいただいた。この報告書は、本日の教育委員会会議にて、ご審議いただいた後、９月の市議会定例会に提出する予定である。 ○市議会９月定例会について ・市議会９月定例会が９月９日から 10 月 12 日まで開催される。９月 14 日から 16 日までの３日間で、令和３年度の一般会計決算が審議される予定である。

議題（動議）及び議事の大要

議第 34 号 （説明） （議決）	○令和４年度教育費９月補正予算について ・教育総務課長 →承認
議第 35 号 （説明） (質問･意見等)	○令和３年度富士市教育委員会の自己点検・評価について ・教育総務課長 →外部評価検討会において指摘された箇所が修正されていないところ

	がある。
（回答）	→修正させていただく。
(質問･意見等)	→教育委員会が管理執行する事務が17項目あり、その17はその他となっている。「公の施設の指定管理者の指定について」が17その他に分類されているが、１から16のいずれにも分類できないということか。17その他に入れるものは限定しなければ、際限がなくなるので、１から16の項目のいずれかに該当することがいいかと思う。「公の施設の指定管理者の指定」について、どこにも分類できないが、教育委員の事務という位置付けするという点が検討されたのか。
（回答）	→いろいろ調べたが、どこにも分類ができなかった。しかし、指定管理者の指定は今後も継続して扱うことになるので、規則改正する必要もあるかと考える。
(質問･意見等)	→もともと教育委員会の管理執行する事務の中に17その他という項目はあるのか。具体的にその他というものが例示されているのか。一応のものであれば、16までの項目の中に入れたほうがいいのではないか。
(質問･意見等)	→17その他を際限なく広げときりが無くなる。突発的な事態ならまだしも、今後もありうることをその他に入れるという発想は避けたほうがいいと思う。しかし、１から16の項目に適するところがないため、整理検討したほうがいいかと思う。
(質問･意見等)	→地方教育行政の組織及び運営に関する法律をもとに作られていると思うが、国の法律自体にその他という項目はあるのか。その中で単にあるだけなら、17について定義する必要があると思う。
（回答）	→地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会規則に規定されている。確認し、規則で追加できるようなら追加するということ考える必要がある。今回の場合は一定の期間で発生する議案であり、規則改正も含めて検討していく。
(質問･意見等)	→指標について現状に合わせて柔軟性を持たせたほうがいいという意見があったがいかがか。
（回答）	→例えば指標の追加や、入れ替えなど柔軟な対応をするように求められた。
(質問･意見等)	→具体的に指摘された指標は不登校に関するものであったが、この指標に対して、今後の対応について何か検討したのか。今回は冊子として残るとしても、来年度は追加指標を作る必要があると思う。
（回答）	→単年度計画として富士市の教育行政を定めているので、その作成の際に、工夫し対応する。
(質問･意見等)	→富士市と国、県の各教育振興基本計画が策定される時期がずれている。国の計画を受けて県が計画し、県の計画を受けて富士市が計画

	を作ることになると思うが、その策定する年に差があると新たなものを作るときに時代遅れにはならないのか。国や県が新しい計画になったのに富士市は以前のまま、ということにならないか。
（回答）	→富士市の教育振興基本計画は、富士市総合計画があり、その下位計画として作られている。富士市総合計画をもとに、なおかつ県と国とも歩調を合わせる必要がある。逐一新しいものを取り入れる必要があり、計画自体は５年、10年を見越しているので、その途中の年次計画で少しずつ指標の見直しなど必要な修正を加え、対応していく。
(質問･意見等)	→世の中の動きが速いので、２年、３年のブランクはとても大きなブランクになる。柔軟な対応をお願いしたい。
（議決）	→承認
議第 36 号	○富士市学校給食費徴収規則の制定について
（説明）	・学務課長
(質問･意見等)	→学校給食の申込みをするということは、申込みをしなければ自動的に外れるということか。学校給食を受けるか受けないかは親が自由に決められるということか。
（回答）	→今後、市が徴収管理をするため、学校給食に提供を受けるか受けないかの意思表示を明確にするためである。
(質問･意見等)	→自分の子どもは給食はいらないので学校給食を申し込まないという選択はありなのか。
（回答）	→現在も、宗教上の理由等で給食を食べられないという方もおり、そういう方はお弁当を持参している。
（回答）	→この規則の前提として、学校給食法がある。学校給食には食育という観点もある。そのため基本的には学校給食を利用することが前提である。理由があり、どうしても給食を食べられない場合は申込みをしない形となる。
(質問･意見等)	→つまり学校に通う児童生徒は学校給食を食べることを前提にしており、親が作った弁当を食べさせたいといったような理由で、給食を食べないということが認めないということか。
（回答）	→基本的には、給食を食べていただく。
(質問･意見等)	→給食も教育の一環であり、大事だと思う。この規則を読んだ際、申し込む、申し込まないは自由であるという印象を受けた。原則、全員、給食を食べてもらい、特殊な事情があれば十分考慮する形でお願いしたい。
(質問･意見等)	→規則の表現の一部を変更し、基本的に児童生徒は学校給食を申し込まなければならない、ただし特段の事情がある場合は別である、と

	いうようなただし書きを入れたほうが、保護者が読んだときに分かりやすいと思う。児童生徒には給食は教育の一環として受けてもらう権利もあると前面に出る表現のほうがいいと思う。
(質問･意見等)	→自分たちは食べません、という申込みを出すほうが本来の形であると思う。ほとんどの家庭が申込みをするのだろうが、自分たちはこういう理由で申込みをしない、という届を出すほうが一般的ではないか。標記の問題はもう少し慎重にしたほうがいいように思う。
(質問･意見等)	→学校での集金は、給食費以外にもあると思う。何らかの事情で集金できなかった場合、徴収義務が生じ、二度手間になるのではないか。
(回答)	→今回の給食費の公会計化については、学校給食費と合わせて学校徴収金など一括徴収する方式を予定しており、合計額を口座から振替をする。そのため、最終的に督促等をすることになるが、二度手間ということにはならない。
(質問･意見等)	→二度手間の心配はなく、今まで先生方が苦労されて集金されていたことが、今度はまとめて市がやるということになるのか。
(回答)	→来年から公会計化になるに当たり、学校給食費は市が確実に徴収する義務が生じる。他の校納金等は、本来は学校が集めるものだが、市が併せて集め、その後、学校に振り分けることになる。
(質問･意見等)	→今、規則は、分かりやすい表現に変化している時代だと思う。減額する場合、食べなかった日を記入するなど、分かりやすい表現に直したほうがいいのではないか。
(回答)	→法令は、わかりやすく書き、皆がわからないことがないようにすることも大切だが、日数なども含め正確に書くという使命もある。その辺の調和を取り、できる限り分かりやすく書くように努力する。
(質問･意見等)	→解釈に揺れが生じないようにしてほしい。そのために表現が固くなることもあるかと思うが、それでもわかりやすくなるように、一般的にわかりやすい表現にしてほしい。
(質問･意見等)	→議決をするか。それとも継続審議とし、再度検討したものを提案してもらうのか。今後の手続を教えてほしい。
(回答)	→この規則は、附則で令和５年４月１日施行と規定しているが、実際には就学児検診が９月末から始まり、いろいろな書類等の配布を進めるため、委員からの指摘、意見をできるかぎり反映するため、継続審議ではなく、事務局にお任せいただきたい。
(質問･意見等)	→公会計化上、申込みという形を取らなければならないが、申込みは自由意思であるという捉え方をされない文面に直すということが確認できればここで承認し、その文章に適した形で責任を事務局のほうに渡すということで考えているがいかがか。
(質問･意見等)	→それでは他の点も含めて気が付いたことを言わせていただく。給食

	を停止する場合の市長に提出することになっているが、誰が申し込むのか。 また、１回申し込んだら卒業するまで維持するとなっているが、別紙の学校給食申込書の様式では、学年を記載する欄があり、毎年４月に申し込むような書式になっている。１回でいいのであれば兄弟姉妹がいたとしても、各自が入学する時に出せばいいので、本文と書式のつじつまが正確に合うように、もう一度見直していただきたい。 次に、納付方法について、宛先が一部統一されていないところがあるので確認してほしい。 最後に、口座振替の扱いについて、原則振替にして、納付通知を用いる場合の扱いなど、現場が混乱しない形での運用のルールを決めておく必要があると思う。
（議決）	→指摘事項を検討することを前提として承認
議第 37 号	○富士市育英奨学条例施行規則の一部改正について
（説明）	・学務課長
(質問･意見等)	→選考会議での議論を、反映していただきありがたい。 改めて様式や条例を見たときに、児童生徒側が願書を作成する際に、書きにくい、分かりにくい、学校側もどのように指導していいのかわからないと思ったので、来年以降改められるのであれば検討していただきたい。
（回答）	→指摘をいただいたところは、改正するように考えていく。
(質問･意見等)	→来年度に向けてということだが、今年度の奨学生選考会に向けて、直せる部分は直すのか、方針を教えてほしい。
（回答）	→次回の選考委員会に間に合うように改正の手続を進めたいと思う。
(質問･意見等)	→記入事項について選考要件との関係で必要なのか、書かせる以上どういう目的で書かせるのかという説明が必要であり、そこは整理してほしい。
(質問･意見等)	→今の時代と整合性が取れる形で付けるなら付ける、あえて必要がなければ削除するということでお願いする。
(質問･意見等)	→収入内容のところで、年収だけでは、売上げなのか所得なのかわかりにくいので、所得と書いたほうがはっきりすると思う。
(質問･意見等)	→職業欄について個々の書きようが今一つに感じる。何を知りたいのか統一したほうがいいと思う。
（回答）	→再度見直していく。
(質問･意見等)	→第１号様式が学校、校長に提出されるが、この第１号様式を校長が審査し、教育委員会に第２号様式を提出することになっている。そ

	のため、審査委員は、提出された願書が校長の判断で落とされる可能性があるのではなかと心配しており、校長の審査について必要なのかどうかということも含めお答えいただきたい。
（回答）	→審査委員会の基準は、学校長には開示しておらず、必要要件の基準を大きく上回る願書も提出されている。学校ごと、推薦書の数もそれぞればらばらである。そのため、校長は人柄や成績などで判断していると考えられる。
(質問･意見等)	→願書の提出があった場合、別に定める選考基準によって校長が資格審査をするという規則になっているが、別に定める選考基準というものが校長に公開されていないと、資格審査足り得ないということになる。校長がどのように選考しているのか、我々も知る必要があるので教えていただきたい。また、その選考基準が今の時代に合っているか、正しく運用がされているかという検証も必要である。
(質問･意見等)	→審査委員会と学校長の審査基準が合致していないと、正しい選考方法にならないので、もう一度ここの部分について、やり直す時間は取れるか。重要な部分であり、１号様式の表現や審査の基準などを改めて審議する時間は取れるか。
（回答）	→再度、改正案を上呈させていただく。
（議決）	→再審議
議第 37 号	○富士市青少年相談センター運営協議会委員の補欠委員の委嘱について
（説明）	・学務課長
（議決）	→承認
各課等の報告・予定事項	
(質問･意見等)	→文化財課の校務日誌資料調査とはどのようなものか。
（回答）	→市史編纂に向けた準備段階として資料調査をしている。その一環として現存している小学校に残る校務日誌等の各資料を調べている。
閉会	